

# EUにおける国家補助規制と 租税回避（その3）

矢 内 一 好

## 目 次

はじめに

第1章 EUの沿革と概要

第2章 有害な税競争の動向（以上、商学論纂第62巻第1・2号）

第3章 EU租税回避防止指令について

第4章 国家補助の展開と租税（以上、商学論纂第62巻第3・4号）

第5章 国家補助関連の判例等における差別性基準の形成

第6章 国家補助規制対象企業の活動（その1：アマゾン）

第7章 国家補助規制対象企業の活動（その2：アップル）（以上本号）

第8章 国家補助規制対象企業の活動（その3：英国CFC）

第9章 国家補助規制対象企業の活動（その4：スターバックス）

第10章 国家補助規制対象企業の活動（その5：ベルギーの超過利潤  
税制）

第11章 米国税源浸食濫用防止税（BEAT）と租税回避防止の新たな  
展開

おわりに

## 第5章 国家補助関連の判例等における差別性基準の形成

次章以降は、欧州委員会の具体的な国家補助に関する決定等の分析検討をすることになるが、その前に、本章は、国家補助に関連するEUの文書及び司法裁判所（the Court of Justice）等の判決等を分析することで、国家補助に関する差別性基準の形成について検討する。

## 1 国家補助判定基準に関する判例等

国家補助判定基準に関する主たる判例等を時系列にすると以下のとおりである<sup>1)</sup>。なお、以下にある P は Appealed case である。

判決日等	事案等
1995年11月23日	Notice on cooperation between national courts and the Commission in the State aid field (95・C 312/07) (以下「1995年通牒」という。)
2001年11月8日	Adria-Wien Pipeline (C-143/99)
2005年3月3日	Wolfgang Heiser v. Finanzamt Innsbruck (C-172/03)
2005年6月7日	STATE AID ACTION PLAN – Less and better targeted state aid: a roadmap for state aid reform 2005-2009-COM (2005) 107 final
2006年6月12日	Study on the enforcement of State aid law at national level. Part I, Application of EC State aid rules by national courts. Part II, Recovery of unlawful State aid Enforcement of negative Commission decisions by the Member States
2006年9月6日	Portugal v Commission (C-88/03)
2009年4月	Commission Notice on the enforcement of State aid law by national court (2009/C 85/01)
2011年11月15日	Commission v Gibraltar (C106/09 P)
2012年8月3日	BNP Paribas v Commission (C-452/10 P)
2013年6月	欧州委員会が加盟国の TR について調査開始
2015年7月13日	COUNCIL REGULATION (EU) 2015/1589 of 13 July 2015 laying down detailed rules for the application of Article 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union

1) Phedon Nicolaides, “The Definition of the Reference Tax System is still a Puzzle” by 27. 07. 2018, <http://www.stateaidhub.eu/blogs/stateaiduncovered/post/9285> (アクセス2018. 12. 21) なお, Lund University の修士論文: Andrés Vidmar, “Selectivity in European State Aid? – A comprehensive review of the selectivity criterion applied to tax measures” Term: Spring 2017の巻末に詳細な判例集がある。

2016年7月19日	Commission Notice on the notion of State aid as referred to in Article 107 (1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (2016/C 262/01) (以下「2016年通牒」という。)
2016年11月4日	Commission Decision (EU) 2017/329, Hungary on the taxation of advertisement turnover
2018年6月28日	Heitkamp BauHolding v Commission (C203/16P)
同上	Lowell Financial Services v Commission (C-219/16 P)
同上	Germany v Commission (C-209/16 P)
同上	Germany v Commission (C-208/16 P)

## 2 欧州委員会における国家補助規制の進展

判例における判示内容を除けば、欧州委員会の国家補助問題へのアプローチは、次のような段階を経ている。

- ① 1995年通牒
- ② 2005年の国家補助行動計画 (State Aid Action Plan : 以下「SAAP」という。)
- ③ 2006年 : Study on the enforcement of State aid law at national level. Part I, Application of EC State aid rules by national courts. Part II, Recovery of unlawful State aid Enforcement of negative Commission decisions by the Member States.
- ④ 2009年 : Commission Notice on the enforcement of State aid law by national court.
- ⑤ 2016年通牒

SAAPの意義については、上記④の文書のパラ1～2において述べられている。それによると、SAAPは、EC条約の下における国家補助の効率性等を改善するための工程表である。SAAP以前では、欧州委員会は、1995年通牒において、各国の裁判所と情報交換で協力する機構を導入した。そして、上記③のEnforcement Studyにおける分析では、1999年か

ら2006年の間に、加盟国における国家補助規制の法制が進展したとしている。その後、上記①は、④により改正されている。しかし、差別性判定基準についての分析は行われていない。

### 3 ジブラルタル関連事案

#### (1) ジブラルタルの概要

ジブラルタル (Gibraltar) は、英国の海外領土で、1713年のユトレヒト条約により英国がスペインから譲り受け現在に至っている。面積は6.8平方キロメートルで、東京都23区で一番狭い台東区が10.11平方キロメートルであることと比較してその狭さがわかるが、ジブラルタルの重要性は、地中海の出入口に位置することから、軍事上の拠点として英国が領有を継続している理由といわれている。

税制面では、同地域は自治権を有していることから、付加価値税はなく、2011年1月にはそれまで適用されていた免税制度が廃止され、法人税率10%が適用されていることから、欧州地域におけるタックスヘイブンといわれ、多くの企業が同地域に登録をしている。

ジブラルタルとEUの関係は、ローマ条約第299条4項「外部との関係について加盟国が義務を負うヨーロッパの領域」の規定によりEUの領域に含まれていることから、EU裁判所の管轄ということになる。

#### (2) 2011年11月15日の司法裁判所の判決<sup>2)</sup>

この判決の第一審は、2008年12月8日の普通裁判所判決<sup>3)</sup>で、後日、司

---

2) Judgment of the Court of First Instance (Third Chamber, extended composition) of 18 December 2008.

・ Government of Gibraltar (T-211/04) and United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (T-215/04) v Commission of the European Communities.

法裁判所に控訴している<sup>4)</sup>。

#### イ 事実関係

英国は2002年8月12日に書面により、EC条約第88条第3項に定める通知義務により、ジブラルタル自治政府が導入を検討した法人税法の改正を欧州委員会に通知した。

同改正はすべての法人を対象として、給与税、事業用財産占有税（略称：BPOT）、登録税を課すもので、給与税とBPOTの税額は利益15%が上限で、赤字の場合は課税がない。さらに金融機関は付加税（top-up tax）が加わるが上限は利益の15%である。

欧州委員会はこの通知を受けた後に調査を行った結果、共通市場と調和せず、条件を満たさない国家補助であると決定した（2005/261/EC）。

普通裁判所は、2008年12月18日の判決（T-211/04, T-215/04：以下「一審判決」という。）で欧州委員会の決定を無効としたが、司法裁判所の判決（以下「G判決」という。）では逆転した。この判決の論点は、国家補助が一般的な税法上の措置を対象とはしていないにもかかわらず、すべての法人に適用となる措置について差別的と判断したことである。

#### ロ 差別性判定の参照対象基準システム

一審判決<sup>5)</sup>では、参照対象基準システム（reference system）という用語

---

・ Judgment – 18/12/2008 – United Kingdom v Commission, Case T-215/04 (Joined Cases T-211/04, T-215/04).

3) 2009年12月のリスボン条約適用前には、現行の普通裁判所（the General Court）は、Court of First Instance という名称であった。

4) Joined Cases C106/09P and C 107/09 P, European Commission (C-106/09 P), Kingdom of Spain (C-107/09 P) v Government of Gibraltar and United Kingdom on 7 April 2011. この事案以外に、ジブラルタルは多国籍企業に1億ユーロの優遇措置（利子と使用料の免税措置）を5つのタックス・ルーリングにより与えていると欧州委員会は2018年12月19日に決定している。

5) T-211/04, para. 143.

ではないが、relevant reference frameworkを参照対象基準システムとしている。

参照対象基準システムについては、先例である2006年判決のPortugal v Commission<sup>6)</sup>のパラ56では、次のように判示している。

対象となる税務上の措置が差別的であるかどうかを判定する場合、比較可能な法的及び事実関係と比較して所定の行為が租税上の優遇措置を構成するかどうかである。この場合、参照対象基準システムの決定が重要で、優遇の有無は通常の税制(normal taxation)との比較においてのみ確立されるからである。

G判決では、上記の判決では差別的である要件が不明瞭であるとしている<sup>7)</sup>。

そして、一審判決では、第2段階として、租税上の措置により与えられた優遇措置が差別的かを判定することになる。次の段階では、通常の租税システムとの乖離の有無を判定することになる。

これと同様の判示が2012年8月3日控訴審判決<sup>8)</sup>にある。そこでは、欧州委員会により選定された参照対象基準システムは、利益に対する通常の課税ルール(normal tax rules)であったとされている。

#### 4 2016年通牒

##### (1) 3段階の概要

本章では、最初に、国家補助と認定するための要件である差別性(selectivity)判定の3段階の概要から始めて、その後、この3要件が形成された過程を検討することにする。

---

6) C-88/03.

7) C-106/09 P, para. 91.

8) BNP Paribas and BNL v. Commission, C-452/10, para. 66.

3段階は以下の順序となる<sup>9)</sup>。

- ① 通常の租税体系であることを判定するために参照する参照対象基準システムとは何か。
- ② その措置が参照対象基準システムから乖離しているかどうか。
- ③ 差別性が通常の租税システムとして正当化されるか。

## (2) 参照対象基準システムの定義

2016年通牒のポイント132～134は、参照対象基準システムの識別(identification)に関する記述である。

ポイント132では、参照対象基準システムが税務上の措置の差別性の評価に対する基準(benchmark)であるとしている。

ポイント133では、参照対象基準システムは、一貫した1組のルールから構成され、客観的基準を基礎にして、その範囲に該当するすべての行為に適用される。これらのルールは、システムの範囲だけではなく、システムが適用となる諸条件、行為の権利と義務、システムの機能に関する技術性を定義している。

ポイント133の抽象的な定義とは異なり、ポイント134では、具体的な説明がある。参照対象基準システムはいくつかの要素として、課税標準、納税義務者、課税物件、税率を基礎にしている。

前述した2006年ポルトガル事案(Portugal v Commission)判決、2011年ジブラルタル事案(Commission v Gibraltar)判決、2012年BNP Paribas事案(BNP Paribas v Commission)では、いずれも参照対象基準システムという意味でreference frameworkという用語が使用され、それと比較する税制を

---

9) Phedon Nicolaides, "Identification of the Reference Tax System: The Case of a Tax on Advertising Turnover" by 03.05.2017, <http://stateaidhub.eu/blogs/stateaiduncovered/post/8534> (アクセス2018.12.21)

normal' taxation と表現していたが、2016年通牒では、上記のように整理されると共に、概念規定が明確になった。

その背景としては、2013年以降、欧州委員会が国家補助規制として、加盟国のタックスルーリング (TR) についての調査を開始したことと関連があるものと思われるが、この定義だけで実際の適用に際して十分かどうかは別問題である。

### (3) 参照対象基準システムからの乖離

ポイント135では、参照対象基準システムの概念が確立された後、第2段階の分析は、検討対象の措置がシステムの適用外となる行為と相違があるかどうかである。次にその措置が特定の行為或いは製品に対して、同様の状況にあるその他の行為と比較して有利に扱っているかどうかを決定することである。その際、地域の特性、環境、産業政策の目的等の外的要因は考慮外である。措置の有利性が明らかになると、その措置は差別的ということになる。

### (4) 差別的措置が非差別的となる条件

差別的措置であっても正当化されることがある。その措置が参照対象基準システムの固有の基本原則から直接生じている場合或いはそのシステムの機能及び効果に必要な本来の機構の成果である場合である。

### (5) 小 括

2016年通牒によれば、参照対象基準システムを決めることが第1段階である。具体的には、調査対象となる加盟国の税制における課税要件等をTR等が差別的であるかどうかを判定する基準とするのである。第2段階としては、判定対象となる租税優遇措置が、参照対象基準システムからの



乖離の判定である。次は、差別的措置からの救済規定である。

## 5 HBH 事案<sup>10)</sup>

### (1) 事実関係

この事案は、2016年通牒後の2018年6月の司法裁判所の判決である。この判決は控訴審であり、2016年2月4日の普通裁判所の判決（T-287/11）では原告側が敗訴したことから控訴されたものである（被告側も控訴している。）。Heitkamp Bauholding（略称：HBH）は、ドイツの清算法人であり、控訴した Dirk Andres は、同社の清算人である。事案の内容は組織再編に伴う欠損金の引継ぎに対して欧州委員会は、2011年に国家補助に該当するという決定<sup>11)</sup>を下し、それについての訴訟である。司法裁判所の判決は、欧州委員会の処分を無効としている。

本事案は、欠損金の繰越に関する内容で、年間の繰越損失控除額の上限が100万ユーロである。この処理は、すべての法人税の納税義務者に適用となった。

しかし、1997年にドイツは、法人税法第8条第4項により実体のない法人（empty-shell companies）に対する繰越損失の制限を行い、その適用を損失の生じた事業体と法的及び経済的に同一性のある法人に制限した。すなわち、損失の利用のみを目的とした企業買収を無効としたのである。なお、第8条第4項は2008年1月以降廃止されている。また同法第8条第1項では、50%超の株式等が譲渡される場合、繰越欠損金の残高は無効になる。また、25%超50%未満の株式等の譲渡が5年以内に行われた場合、繰

---

10) Andres (Insolvency of Heitkamp Bauholding) v. Commission, Judgment of 28. 6. 2018 – Case C-203/16 P. なお、本事案については、注1)に掲げた論文による評釈がある。

11) Commission Decision of 26 January 2011, 2011/527.

越欠損金の残高は比例的に無効になるが、被合併法人が経営難で、その取得が会社の再編である場合は認められることとなった。

2009年6月に健康保険基金に関する国民救済法が制定され、法人税法の組織再編条項の第8c条1aが規定された。この規定によれば、次のような場合も欠損金の繰越が認められることになった。

- ① 株式の取得が法人の組織再編に役立つものであること
- ② 取得された法人がその時点で清算或いは債務超過である場合
- ③ 法人の基本的な事業構造は保持されること
- ④ 取得後5年間、業種変更をしないこと
- ⑤ 法人は取得された時点で活動を中止しないこと

この欧州委員会の調査対象となった改正は、2009年7月10日発効で、2008年1月からの遡及適用となった。

## (2) 欧州委員会の決定

欧州委員会の指摘は、法人税法第8c条1aを根拠として、EU基本法第107条第1項に反する国家補助が与えられたと決定した。その理由は、法人税法第8c条1aの適用において例外が生じて、要件を満たす法人が差別的な優遇措置を受けることになるからである。欧州委員会の決定文書では、参照対象基準システムに該当する文言として、*nature or overall structure of the tax system* という用語を使用している<sup>12)</sup>。なお、この決定文書は、2011年1月に公表されていることから、2016年通牒制定以前である。また、判決文では、参照対象基準システムの意味で *reference framework* としての一般的租税システム (*general tax system*) と表現している。

---

12) Ibid. para. 39.

### (3) HBH の状況と争点

HBH は、2008年から清算の危機にあり、2009年2月20日に親会社は合併のために株式の取得をしたが、この時点でHBHは、組織再編条項の要件を満たしていた。2010年2月24日に欧州委員会は、ドイツ税務当局に正式な調査を行うことを報告した。2011年4月19日、ドイツ財務省は、欧州委員会に問題となっている措置の適用を受けた法人のリストを提出している。

欠損金の繰越制度は法人税制の一般的なルールであるが、問題のある株式取得における欠損金の繰越廃止は、法人税制の新しいルールであり、欧州委員会は、第8c条1aに規定する差別的な優遇措置について要件を満たす法人に与えているのではないかという判断をしたのである。

### (4) 小 括

HBH 事案は、2011年の欧州委員会の決定に係る訴訟である。結果的に、普通裁判所の判決が、司法裁判所で逆転した結果となったが、ポイントは、参照対象基準システムをどのように決定するのかということである。本稿では、この章で結論を出すのではなく、次章以降、2013年以降の欧州委員会が国家補助と決定した事案について、この点に注意しながら検討を進めることにする。

## 第6章 国家補助規制対象企業の活動（その1：アマゾン）

### 1 決定文書の概要

2017年10月4日付の欧州委員会（以下「委員会」という。）のアマゾンに対する決定文書<sup>13)</sup>（以下「決定文書」という。）の概要は次のとおりである。

---

13) Commission Decision of 4. 10. 2017, C (2017) 6740 final.

決定対象企業	アマゾン（Amazon グループ）
タックス・ルーリングの有効期間	2003年～2011年（アマゾンの事業年度2006年～2014年）
請求金額	2億5000万ユーロ（邦貨：約325億円，@130円）
組織図 （2006年～2014年）	（親会社）：Amazon US （ルクセンブルク）LuxSCS（リミテッド・パートナーシップで無形資産保有） （ルクセンブルク）LuxOpCo（無形資産活用法人）

## 2 手続の経過

決定文書の冒頭2頁から10頁は、決定の至る過程の手続を時系列に並べたものである<sup>14)</sup>。

2013年10月23日	アマゾンからルクセンブルク税務当局（以下「当局」という。）への書面
2013年10月31日	アマゾンの代理人が当局にルーリングを要請
2013年11月6日	当局からアマゾンへの書面
2013年6月	委員会は、加盟国のルーリングの調査を開始。2014年12月まで実施した
2014年6月24日	委員会は、ルクセンブルクに対してアマゾンに関連するタックス・ルーリング（以下「ルーリング」という。）に関する情報の提供を要請する文書を送付した
2014年8月4日	当局は委員会に2003年11月6日でルーリングの書面を出しているが、当局は委員会への返事にこの書面を添付した
2014年10月7日	委員会はEU基本法第108条第2項に基づき正式な手続を開始
2014年11月21日	当局は、委員会に対して「TP報告書」を初めて提出した
2015年2月13日	委員会は当局に追加情報の提出を要請した
2015年3月17日	委員会は当局に2月13日の要請への対応が不十分と回答
2015年3月20日	当局は委員会がアマゾンに対して直接質問することに同意
2015年3月26日	委員会がアマゾンへ2000年以降に締結した無形資産関連の契

14) Ibid. 手続の記録は、2014年6月24日から2017年9月17日までである。

	約書と LuxSCS と他の関連会社の費用分担契約及び購入契約等の資料を提供するように要請した（略称：MIT 要請）
2015年5月4日	アマゾン は 3月26日の委員会の情報提供の要請に対して、一部応じた。なお、アマゾンは、2014年にルクセンブルクにおける企業関連を変更しているが、この変更は委員会の調査に重要ではない
2015年5月8日	三者会談
2015年7月31日	委員会は、2000年以降の無形資産関連のすべての契約書の完全な情報を提供するように念を押した。さらに、アマゾンに2014年に当局が出したルーリングの提供も委員会は要請した
2015年9月23日	アマゾンは、無形資産関連の契約書一覧を提出した
2015年10月28日	三者会談（その後、委員会からの情報提出要請とアマゾン側の部分的回答が続く）
2015年12月18日	委員会は当局を招き調査状況を説明
2016年8月22日	委員会はアマゾンに米国租税裁判所の訴訟関連文書（費用分担契約の適正な支払金額を決定した内容）の提出を依頼した
2016年9月30日	8月22日に委員会から要請された文書をアマゾンは提出
2017年6月14日	委員会はアマゾンに2016年から2017年にかけて提出したすべての情報を確認することを要請した。委員会は当局に対して調査内容を説明している
2017年6月22日	三者会談
2017年10月4日	委員会は当局がアマゾンに与えた不正な租税優遇策2億5000万ユーロの請求を決定した
2017年12月15日	当局は委員会決定のEU普通裁判所に提訴する旨を公表した
2018年2月26日	委員会は決定の公開版を公表した。使用料の移転価格問題
2018年8月20日	当局は委員会決定をEU普通裁判所に提訴した
2021年5月12日	普通裁判所はアマゾンの訴えを支持する判決を下した

この上記の手続の経過は、委員会が作成したものであることから、当局或いはアマゾン側からすると異なる見解が示される可能性もあるが、上記の経過をみる限り、委員会がアマゾン側に資料の提供を要請し、それに対して、アマゾン側が要請された資料を部分的に逐次提供するという経過が続くという内容である。

税務調査であれば、調査官が調査先に出向いて資料等を調査するという実地調査、或いは、調査官が書面等を通じて調査先に問題個所を質問し回答を得る机上調査ということになるが、委員会の手法は、この分類でいえば机上調査を行ったことになる。

そして、2013年6月の調査開始から決定処分が行われた2017年10月まで約4年を要している。委員会側の情報提供の要請の根拠は、前稿で述べたEC条約第93条適用に関する1999年規則及び同規則の2013年改正版である。EUでは、規則 (regulation) は、加盟国すべてに適用という拘束力を有することになる。

本事案はいずれ法廷において種々の議論が行われるものと思われるが、国家補助規制自体の法的根拠についての問題点は争点になりにくく、実体規定としての移転価格の問題と手続規定については問題が残るように思われる。

### 3 事案の概要<sup>15)</sup>

本事案の詳細は後述するが、ここでは概要をまとめることで今後の検討に資することにする。

#### (1) アマゾンの欧州における組織図

欧州所在の以下のアマゾン関係会社2社は、米国アマゾン社の完全子会社である。

##### イ アマゾン EU

ルクセンブルク所在のアマゾン EU (LuxOpCo : 以下「Op社」という。) は、欧州における小売業を行った事業会社で、2014年には500名以上の社

---

15) European Commission – Press release (IP/17/3701).

員を雇用していた。

ロ アマゾン無形資産保有 LP

ルクセンブルク所在のアマゾン無形資産保有 LP (LuxSCS) は、リミテッド・パートナーシップで、社員、事務所はなく、事業活動を行っていない。LP は、米国アマゾンとの間の費用分担契約により、無形資産 (IP) を保有し、専用実施権を関係会社に供与している。費用分担契約の下では、LP は、米国アマゾンに対して開発費用として年次で支払いをしている。

ハ ルクセンブルクの税制

ルクセンブルクの税制では、Op 社の所得は通常の法人税課税、LP は課税なしで、パートナー（米国法人）段階の課税となる。アマゾンは、この組織における課税を2006年5月と2014年6月のルーリングで当局に認められた。

(2) 委員会の調査範囲

調査範囲は、2003～2011年における関連者間の移転価格の問題である。使用料の支払額は、平均して Op 社の営業利益の90%を超えている。この金額は、LP が費用分担契約に基づいて米国アマゾンへの支払額の1.5倍である。調査では、LP が特許権を有して Op 社にそれを供与していること、費用分担契約に基づく支払、ルクセンブルクの税制は問題視されていない。

(3) 委員会の評価

委員会は Op 社から LP への使用料の支払額が過大で、経済的実態を反映していない。ルーリングでは、Op 社の利益は実際の4分の1程度に減額され、4分の3は LP に帰属し、課税されていない。この事態を委員会はルーリングに基づくルクセンブルクのアマゾンへの取扱いは EU 国家補

助規則において違法とした。

#### (4) 対応策

この処理は、国家補助による競争上の歪みを是正することを目的としたもので、EU加盟国に対する罰則ではなく、会社に対する罰金でもなく、他の会社と扱いを同等に回復することである。

#### (5) 背景

本事案を含む委員会の活動は以下のとおりである。

2013年6月	委員会は、加盟国のルーリングの調査を開始し、2014年12月まで実施した
2015年10月	委員会は、ルクセンブルクがフィアットに、オランダがスターバックスに特段の優遇措置を与えたとした
2016年1月	委員会はベルギーが多国籍企業35社に対して特段の優遇措置を与えていると決定した
2017年4月	アイルランドがアップルに対して130億ユーロの租税上の便益を与えたと決定した
2017年5月	Anti-Tax Avoidance Directive (ATAD) を採用
2017年10月	委員会は、アマゾンへの請求を決定

#### (6) アマゾンの欧州における活動

2006年以前と2006年から2014年の間（以下「調査期間」という。）の同社の欧州における活動は以下のとおりである。

- ① 2006年5月前まで、米国アマゾン社の完全子会社であるアマゾン・インターナショナル販売会社（AIS）により、欧州のネットを通じての販売であった。他の関係会社（AIM）はネット上のサービスを行っていた。AIMは、2003年に設立された手数料代理人とした活動するASEを完全



子会社とした。その他、英国アマゾン、独アマゾン、仏アマゾンはそれぞれの役務提供をした。

② 調査期間には、同社の欧州における組織は再構成されている。

(7) ルクセンブルク LP (LuxSCS)

LPはルクセンブルクのリミテッド・パートナーシップである。LPのパートナーは、米国アマゾン社である。2004年の設立時のパートナーは、アマゾン欧州持株会社がゼネラル・パートナーで、AISとAIMはパートナーであった。

調査期間において、LPはIPの保有で、2006年4月20日付の書簡により、ルクセンブルク当局は、LPがIPの所有とOp社への権利の供与の業務と認定した。LPは、関連会社から利子と使用料を受け取り、販売会社等へ融資をしていたが、事務所等の設備はなく社員の雇用もなかった。このIPには、技術、顧客データ、商標が含まれている。

(8) Op社とその子会社

調査期間中、Op社はLPの完全子会社であった。Op社は、AISとAIMの業務を引き継ぎ、EUにおけるアマゾングループの本部であった

Op社の2013年の連結売上利益は13,612,449,784ユーロ（約1兆8000億円）、2014年の売上は15,463,362,589ユーロ（約2兆円）、Op社は2013年に523人を雇用していた。

Op社とその子会社間で、2006年5月に役務提供契約が締結され、子会社はOp社にその対価として原価加算法による額を請求した。その際の利益率は3～8%であった。

## (9) 使用料契約

2006年4月30日、Op社はLPと使用料契約を締結した。Op社はIPの通常実施権を子会社に供与する権利があり、2006年4月30日、Op社はASEとAMEUと使用料契約を締結した。ASEとAMEUからの使用料は、Op社を通過してLPに支払われた。

## (10) タックス・ルーリング

問題のタックス・ルーリング（以下「TR」という。）は、2003年11月6日の当局からアマゾンへの書簡である。当局の見解は、2003年10月23日と同月31日のアマゾンからの書簡の内容を承認するというものである。

アマゾンが欧州における組織再編後について、前出のTRの有効性を確認する目的のアマゾンからの2004年12月5日の書簡に対して、当局から2004年12月23日に確認する書簡があり、当初5年間の有効期間が2010年から2014年6月まで延長された。

## イ アマゾン代理人から当局への2003年10月31日の書簡

この書簡では、LP及びパートナーである米国アマゾン社は、ルクセンブルク国内に事務所等を有していないことから、両者は同国にPEを有していないと説明した。

## ロ アマゾンから当局への2003年10月23日の書簡

この書簡は、Op社に対するルクセンブルクの課税に関するもので、その内容はOp社からLPに対する移転価格である。使用料の対価と使用料の率の計算は以下のとおりである。

- ① Op社の利益は、Op社のEUの営業費用の4～6%と欧州のウェブサイトに帰属するEUの営業利益のいずれか少ない金額
- ② 使用料は、EUの営業利益からOp社の利益を控除した額である。
- ③ 使用料率は、使用料をEU収益で除したものである。

④ Op社の利益は、EU収益の0.45%以上で、0.55%以下である。

(11) TP報告書

ルクセンブルクは、移転価格分析の報告書（TP報告書：以下「報告書」という。）を提出し、この報告書では、2003年10月23日の書簡に関連して「経済的分析」をしている。この報告書の第3条では、機能分析が行われている。この機能分析では、LPの主たる活動はIPの保有と進展であり、IPの使用をOp社に供与し、使用料を受け取っている

(12) 移転価格算定方法

アマゾン側の主張である報告書第5条では、Op社からLPへの移転価格算定方法は、CUT法と残余利益分割法である。結果として、Op社の営業利益の帰属比率は4～6%として残余の営業利益をLP帰属とした。報告書は、独立企業間範囲としてOp社の売上の10.1%～12.3%を示した。結局、当局は、アマゾンから当局への2003年10月23日の書簡に記載されたOp社のEUの営業費用の4～6%とOp社の利益は、EU収益の0.45%以上で、0.55%以下を承認した。

#### 4 欧州委員会の調査

(1) EU基本条約第107条第1項への適合

欧州委員会は、ルクセンブルクの発遣した2つのTRがEU基本条約第107条第1項の要件を満たし、Op社が通常負担する税額を減少させていることから、補助があったとみなしたのである。その理由としては、ルクセンブルクの税制を参照対象基準システム（reference system）であるとする、TRとの比較の問題であるが、欧州委員会の判断では、このTRが一般の法人が利用できる内容ではなく、差別的にOp社に租税上の優遇措

置を与えるものとしたのである。

### (2) 移転価格の算定方法

欧州委員会は、アマゾン側の主張した移転価格の決定方法を採用せず、ライセンス契約に比較可能な取引がないことから、OECDのTPガイドラインに基づいてTNMM（Transactional Net Margin Method：取引単位営業利益法）と利益分割法が選定された。利益分割法には寄与度利益分割法と残余利益分割法がある（パラ539）。残余利益分割法では、残余利益のすべてがLPに帰属することになる。結果として、TNMMが算定法となり、ルクセンブルクもこれを了解した（パラ541）。

### (3) TNMMの概要

TNMMは、関連者間のうち、果たしている機能及びリスクが限定的な一方の営業利益率を比較対象企業と比較する。この方法は、ユニークな存在である複雑な機能を持ち高いリスクを負っている企業にとって、比較対象を見つけることが困難であることが原因である。

比較する際の具体的な指標は、利益水準指標（PLI：Profit Level Indicator）であり、①販売会社等に適用される売上高営業利益率（売上高の占める営業利益の比率）、②製造会社或いは役務提供取引に適用されるフルコストマークアップ率（総費用に占める営業利益の比率）、③仲介取引等に適用されるペリー比（＝売上総利益÷販管費）がある。

TNMMは、国外関連取引について取引単位ごとに、単純な機能及びリスクを負担する企業を検証対象企業（tested party）として、同様の機能とリスクを負担する同業他社の営業利益率とを比較する方法である。

#### (4) TNMMの適用

この事案では、Op社と比較して単純な機能及びリスクを負担するLPが検証対象企業に選定された。TRでは、Op社が検証対象企業に選定されていた。結果として、LPは果たした機能に対して取得する対価が過大であった。IPの使用等は専らOp社で行われていた（パラ548）。その原因は、Op社がリスクの少ない日常業務のみを行う機能というアマゾン側の説明をルクセンブルクが認めたからである。

LPは、費用の発生もなくリスクもなかったが、欧州委員会はコストシェアリング契約（CSA）とアマゾン親会社の開発したIPをコスト分担割合に応じてALPで買い取るBuy-inにより生じた費用に加えて、LPは、IP保守等に要したサービスの費用もフルコストマークアップ率の総費用とした（パラ555）。

フルコストマークアップ率の算定には、欧州委員会は比較可能性の分析が無理であることから、2010 JTRF（Joint Transfer Pricing Forum）の結論を採用した。JTRFによれば、関連者間の役務提供のマークアップ率は3～10%で、実務で最も使用されているのが5%であった。そこで、欧州委員会はLPの外部費用の5%のマークアップ率を採用した（パラ558）。

欧州委員会は基軸会社のTRが使用料の損金算入により経済的恩典を与えたとした（パラ561）。

Op社の利益は、TRにより営業費用の4～6%或いはEU収益の0.55%であり、税務上の軽減利益は、Op社及びLP（ルクセンブルクで無税がその理由）だけではなく、アマゾングループ全体にもたらされている。

#### (5) 請求額の算定

国家補助の逸失金額の請求は、(EU) 2015/1589の第16条に規定がある。また、同条第2項には発生時から回収時までの利子の徴収が規定されてい

る。また、欧州委員会が徴収する権限を有する期間は10年であることが、同レギュレーション第17条に規定がある。

移転価格の算定方法としては TNMM が選択された。使用料率については、2010年の JTPF (Joint Transfer Pricing Forum) から 5% のマークアップとした。

2003年6月12日から2014年4月までの10年間の2007年の TR が適用となる。ASI と AOE の通常の帰属利益は、全世界所得1510億ドルの91.6% である1390億ドル (約106億ユーロ) にアイルランドの法人税率 (12.5%) を乗じた金額130億ユーロとなる。

#### (6) LP と Op 社の移転価格

LP と Op 社の機能分析をすると、LP は IP の使用、管理等の業務を行っておらず、Op 社が IP の単なる使用をしているということにはならず、IP の使用及び管理等は、Op 社が行っている。両者の利益配分については、LP が実質的な使用、管理等の業務を行い、Op 社が日常的な管理を行っているというアマゾンの分析とそれをルクセンブルクが承認したのが TR であるが、欧州委員会は、LP の役割はほとんどなく、実際の使用、管理等は Op 社が行っていたと分析して、Op 社への所得配分を増加したのである。

移転価格の決定方法についても、欧州委員会は TNMM を使用し、Op 社ではなく LP を検証対象企業とした。LP は IP に関して重要な役割を果たしていないことから、LP の得る対価は、TR に基づく金額を大幅に下回ることになる。

## 5 EU と米国における訴訟

ルクセンブルクは、2017年12月15日に EU の決定に不服として訴訟を起すことを公表した。アマゾンも2018年8月に、EU の普通裁判所に提訴

し、2021年5月12日、同裁判所はアマゾンの訴えを支持する判決を下した。

他方、米国では、2005年及び2006年分の移転価格問題の課税が行われ、アマゾンが租税裁判所に提訴し<sup>16)</sup>、国側敗訴となった。

アマゾンは1998年頃から欧州への事業展開を始めたが、欧州委員会が調査を行ったアマゾンのルクセンブルクにおける課税問題は、すでに述べたEU国家補助規制の問題（内容は移転価格の問題）であると同時に、米国における同社の移転価格課税の問題である。このEU及び米国の動向は、ある意味、表裏一体であることから、米国における訴訟にも言及する必要がある。なお、米国財務省は、EUにおける国家補助規制における移転価格については白書を公表している<sup>17)</sup>。

## 6 米国租税裁判所における判決

### (1) 事案の概要

米国アマゾンが、2004年ルクセンブルクに Amazon Europe Holding Technologies SCS (AEHT: LPの前身) とルクセンブルクの子会社(後のOp社) を設立し、2005年に財務省規則 § 1.482-7(a)(1)で認められたCSAによりIPを移転した。その時、AEHTは、buy-in payment(既存のIPの買入れ)を支払うことになった。2005年から2006年にかけてAEHTに対して、①欧州のウェブサイトを運営するソフトウェア等、②商標等を含むマーケティング・インタangibleブル、③顧客リスト等から構成されているIPが移転された。その際、LPは、IDC(intangible development costs)を年次で支払うことになった。

AEHTの支払うIPの対価について、アマゾンはCUP法を無形資産取引

---

16) Amazon Com, Inc & Subsidiaries v. Commissioner (148 T.C. No. 8, 2017).

17) The Department of the Treasury, "The European Commission's recent State Aid Investigations of Transfer Pricing Rulings" August 24, 2016.

に適用する場合の算定方法である CUT (comparable uncontrolled transaction) 法を適用して IP の構成別に評価した。

米国内国歳入庁 (IRS) は、IP の構成別の評価ではなく、全体の評価ということで DCF を適用して、36億ドル (後に34億6800万ドルに訂正) と評価した。

IRS は、2012年11月9日に90日レターを2005年と2006年分について発行し、アマゾンが2012年12月28日に租税裁判所に提訴し、2017年3月23日に判決が出された。アマゾンの増額更正額は約20億ドル、税額で2億3491万1930ドルである。

## (2) 租税裁判所の判決

租税裁判所は、2009年の Veritas Software Corp. 判決 (133 T.C. 297) を先例として<sup>18)</sup>、アマゾンによる CUT 法の適用を支持した。IRS が本事案で適用した DCF (Discounted Cash Flow)<sup>19)</sup> について、租税裁判所は、Veritas 事案においてこの使用を認めていない。結果として、2017年3月23日の判決で、アマゾンが勝訴した<sup>20)</sup>。本事案の争点は以下のとおりである。

---

18) この判決については、一高龍司「Veritas 判決と Amazon 判決における独立取引比準法の適用」『近畿大学法学』第65巻第3・4号 (2018年3月)、居波邦泰「米国コスト・シェアリング契約に係る移転価格訴訟の考察—ザイリンクス事案及びベリタス事案」『税大ジャーナル』第16号 (2011年)、瀧吾吾「ヴェリタス事件米国租税裁判所判決」中里実他編『移転価格税制のフロンティア』有斐閣 (2011年) 所収、神山幸「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて」『税務大学校論叢第79号』 (2014年)、が取り上げている。

19) 比較対象となる取引が特定できない場合、将来のキャッシュフローの現在価値に割引いて計算する方法である。最も簡単な例としては、年間利率5%の場合、1年後の100万円の現在価値は、95.2万円 ( $100 \div 105\%$ ) となる。

20) この判決の評釈には、一高龍司「米国租税裁判所の Amazon 判決の紹介—移転価格税制の動向」『ジュリスト』1516号 (2018年) がある。



- ① アマゾンによる既存のIPの価値について、IRSの評価は36億ドルであった。両者間の評価の相違は、アマゾンがIPを7年以下の償却としたのに対して、IRSはこの価値は減価しないと認定したからである。
- ② 米国の既存のIP算定方法及び課税処分は、2009年1月に財務省暫定規則（2011年に最終規則）において改正されている。アマゾンの契約は2005年1月であることから、旧財務省規則の適用というのがアマゾン側の主張である。
- ③ 原告側のCUT法適用に対して、IRSは、DCFを適用した。

(3) 米国内国歳入法典の改正

米国は、2017年12月に成立した改正税法（Tax Cuts and Jobs Act：PL. 115-97）の第14221条(a)(2)により、内国歳入法典第936条(h)(3)(B)を改正し、IPの定義に、のれん、継続価値、配置した労働力、動産或いは個人の役務提供に帰せられないその他の価値或いは潜在的価値が含まれることになった。

7 アマゾン事案の分析視点

(1) EUの国家補助と米国の移転価格事案

対象年分は、次のとおりである。

EU	2003年～2011年（アマゾンの事業年度2006年～2014年）
米国	2005年・2006年

(2) EUと米国の追徴金額

国家補助規制に基づく追徴と更正に基づく税の追徴とは異なるが、追徴金額は以下のとおりである。

EU	2億5000万ユーロ（邦貨：約325億円，@130円）
米国	追徴税額：2億3491万1930ドル（邦貨：約253億円 @110円）

### (3) 移転価格算定方法

アマゾン側は一貫して CUT 法であるが，欧州委員会と IRS は異なる算定方法である。

EU	TNMM
米国	アマゾン（CUT法），IRS（DCF）

### (4) 調査期間

EU	2013年6月～2017年10月
米国	2012年12月28日に租税裁判所に提訴，2017年3月23日に判決

### (5) BEPS 行動計画 8-10の最終報告書<sup>21)</sup>

IPに係る移転価格算定方法としての DCF の使用についての動向は，まとめると以下のとおりである。

2009年（米国）	租税裁判所 Veritas Software Corp. 判決において DCF の適用否認
2015年（OECD）	BEPS 行動計画 8-10の最終報告書（以下「最終報告書」という。）で DCF の適用検討
2016年12月（日本）	税制改正大綱に所得相応基準の導入を示唆
2017年3月（米国）	租税裁判所アマゾン事案判決で DCF の適用否認
2017年10月（EU）	TNMM を適用してアマゾンへの請求額決定
2017年12月（米国）	改正税法において IP の定義が改正され DCF 適用の可能性

21) OECD, Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, 2015.

OECDによる移転価格ガイドライン（TPガイドライン）の第2章に掲げられた移転価格算定方法は、①CUP法、②RP法、③CP法、④TNMM、⑤取引単位利益分割法（Transaction Profit Split Method）であるが、最終報告書では、DCF適用の際の問題点が次のように記述されている<sup>22)</sup>。

- ① 価値の見積もりが変動しやすい点を認識すること。
- ② 割引率、成長率、IPの耐用年数に関する仮定が少しでも相違すると、最終的な評価額に大きな影響を与えることになる。
- ③ 納税義務者及び税務当局はDCF作成に関連する仮定を明確にし、そのパラメーターの選定根拠と妥当性を論証できるようにすること。
- ④ 上述したTPガイドラインに記述のある5つの移転価格算定方法の一部として有効な方法であり、その他の方法よりも信頼性が高い場合もあることから、信頼できる比較可能な非関連者間取引が存在しない場合には適切である。

#### (6) DCF導入を支持する見解

日本機械輸出組合の国際税務研究会の研究論文<sup>23)</sup>において、渡辺智之氏は、次のように述べている。

すなわち、収益に不確実性がある場合、IPが独立企業間で取引される場合には、何らかの予想収益を用いることなしに取引価格を決定することは困難である。したがって、独立企業であれば、DCF或いはそれに準ずる方法を用いて価格決定を行うことが考えられる。税務当局がDCFを認めていないときは、実際に生じた収益を関連者間で適切に配分することができなくなる。そのため、移転価格算定方法としてDCFの導入が必要である。

---

22) Ibid. pp. 103-106.

23) 渡辺智之「所得相応性基準」日本機械輸出組合（2017年3月）24頁。

## 8 小 括

アマゾンの事案は、同社グループの EU における事業展開に基因した税務問題であり、米国アマゾンとルクセンブルク LP との移転価格問題を米国が、LP と Op 社との移転価格問題は、欧州委員会が処理したのであるが、両者の採用した移転価格算定方法が異なり、その是非については、米国の場合、控訴審判決、EU の場合は、普通裁判所の判断を待つ必要がある。

しかし、租税回避という観点から見ると、EU 機能条約に定める国家援助という税法以外の法領域からのアプローチがあることが判明し、今後、多国籍企業が、その投資先の国で、TR により税負担の軽減を受けている場合、国際間においてその情報が交換されるのであれば、外国子会社配当益金不算入制度の不適用或いは外国子会社合算税制の適用等の措置を考慮することも想定できるのである<sup>24)</sup>。

## 第 7 章 国家補助規制対象企業の活動（その 2：アップル）

### 1 総 説

#### (1) 本章の概要

前章では、アマゾンのルクセンブルクにおける国家補助の問題を取り上げたが、本章は、2016年8月30日に欧州委員会がアップルに対するアイル

---

24) 2018年11月6日の朝日新聞デジタルの記事によれば、日本は、韓国の造船企業が国から過剰な公的支援を受けているとして、WTO に提訴する方針を決めた。国土交通省によると、2015年に大宇造船海洋が経営難に陥った際、韓国は1.2兆円規模の金融支援を実施し、その後も支援をしてきた。今年10月24日にはソウルで国交省と韓国産業通商資源省の局長級会議があったが、韓国側は見直しを拒否している。日本政府は改めて二国間協議を6日中にも呼びかけ、決裂した場合にはWTOの紛争処理小委員会の設置を求める見通しのおようである。これは、WTOのレベルでの紛争解決の例である。

ランド政府による国家補助処分を決定し、返還請求額を130億ユーロ（利子を加算して143億ユーロ：約1兆9000億円）の支払いを命じた事案の検討である<sup>25)</sup>。

2018年11月現在の欧州委員会の最終決定の一覧は以下のとおりである。

請求加盟国名	対象企業名等	決定日	返還請求額
ルクセンブルク	ENGIE	2018年6月	1億2000万ユーロ
ルクセンブルク	Amazon	2017年4月	2億5000万ユーロ
アイルランド	Apple	2016年8月	130億ユーロ
ベルギー	同国税法	2016年1月	7億ユーロ（35社）
オランダ	Starbucks	2015年10月	2000～3000万ユーロ
ルクセンブルク	Fiat	2015年10月	同上

上記の表からも明らかなように、このアップル事案の金額がいかに大きいかがわかる。

アップルは、2018年5月に15億ユーロ、その後、同社は、同年6月に45億ユーロ、その後さらに45億ユーロ、そして同年9月に利子を含めた金額の143億ユーロをアイルランド政府の管理する口座に納付している。なお、アップルとアイルランド政府はEU普通裁判所にこの処分を争う訴訟を提起し、2020年7月15日、同裁判所は欧州委員会の決定を無効とする判決を出している。

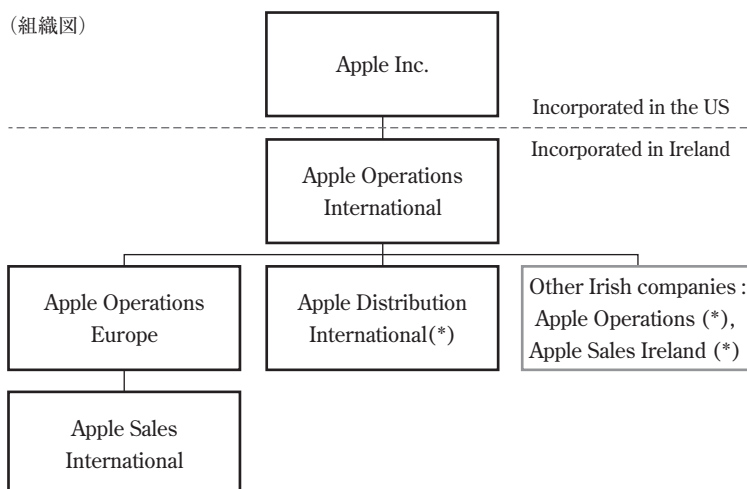
25) C (2016) 5605 final.

## (2) 本事案の関係者・用語等

以下は、本事案に登場する関係者・用語等の一覧である。

米国親会社	Apple Inc. (米国法人)
Head Office	アイルランド国外に所在
AOI	Apple Operations International (アイルランド法人)
AOE	Apple Operations Europe (アイルランド法人) : AOI の子会社
ADI	Apple Distribution International (アイルランド法人) : AOI の子会社
ASI	Apple Sales International (アイルランド法人), AOE の子会社で、同社は、EMRIA 及び APAC で同社の製品の販売を行う
EMEIA	欧州、中東、インド、アフリカ地域の略称、AOE が EMEIA で製造される製品の生産管理等を行う
APAC	アジア・パシフィック地域の略称

(組織図)



(注) \* Irish tax resident company

## (3) 国家補助対象年分等

以下は、本事案の国家補助に関連する事項である。

対象年分	2003年～2014年
返還請求額	130億ユーロ（利子を含めた金額143億ユーロ）
2つのTR	1991年1月29日に発遣され、2007年5月23日に更新されている（2014年9月27日に廃止）

## (4) 米国とEUの双方向からの分析

前章のアマゾンとは事業活動等の状況が異なるが、本事案では、米国側から、米国上院常設調査小委員会（以下「上院委員会」という。）におけるアップルの利益の国外移転と租税回避に関する調査<sup>26)</sup>と、EU側からは、国家補助規制の適用問題の調査が行われたのである。

この2方向からの調査は、アップルの対EU租税戦略を対象としている点では共通であるが、米国における動向は下記のとおりである。

1977年	アップルはカリフォルニア州法人として設立
1980年	AOIをアイルランドに設立
2010年10月20日	米国のBloomberg社がグーグルのアイルランド等を利用したダブルアイリッシュ・ダッチ・サンドイッチという租税回避を報道

26) U.S. Senate Committee on Homeland Security & Government Affairs Permanent Subcommittee on Investigation, “Subcommittee to Examine Offshore Profit Shifting and Tax Avoidance by Apple Inc.” May 20 2013. この米国上院常設調査小委員会は、レビン上院議員（Carl Levin）とマケイン上院議員（John McCain）が中心となって、米国の企業或いは個人の租税回避を調査して報告をしていた。

2013年 5月20日	上院委員会がアップルに関する報告書公表：2009年から2012年の間に740億ドルの利益をアイルランドに集めて米国の課税を逃れたと指摘
2013年 5月21日	アップルのCEO ティム・クック (Tim Cook) 氏が上院公聴会で自社の姿勢を擁護した
2013年 6月12日	EUがアップルの国家補助問題の調査を開始
2015～2016年	AOIとASIはジャージー島にあるアップルビー事務所（パラダイス文書が漏えいした事務所）に管理されていた <sup>27)</sup>

## 2 アップル事案の概要

### (1) アップルの課税関係

本事案は、前章のアマゾン事案と同様に、アップルに対するアイルランドの税制上の優遇措置がEU機能条約第107条第1項に規定のある国家補助に該当するとして、欧州委員会が税制上の差別的優遇措置をアップルに認めたアイルランド政府に130億ユーロ（利子を含めて143億ユーロ）を徴収することを命じた事案である。

アイルランド政府がタックス・ルーリング（以下「TR」という。）で認めた移転価格の処理の結果、2003年分のASIの実効税率は1％、2004年分は0.005％である。

ASIとAOEは、米国親会社とのCSA契約により、米州以外の地域においてアップルのIPを使用して同社の製品の製造販売の権利を有している。この2社は、その後の親会社のR&Dに対して2011年が20億ドル、2014年は増額となっている。

2011年分では、ASIの利益は、160億ユーロであるが、TRに基づく処理

27) アイルランド財務省は2014年10月14日に2015年度の予算案を発表し、多国籍企業に認めてきた優遇措置を廃止すると発表した。この発表によりアップルは、EUにおける組織再編に迫られたものと思われる。



の結果の利益は5000万ユーロで、159億5000万ユーロが課税にならず、ASIの税額は1000万ユーロであり、実効税率は0.05%であり、2014年には0.005%であった。

AOEも同様で、その利益の大半は課税にならない状態であった。

欧州委員会の処分は、ASIとAOEの関係する移転価格課税の問題である。ASIのアイルランド支店が同社の製品の販売等を行っており、AOEもアイルランド支店が実働している。問題は、これら2社の利益が国外のHead Officeに移転されていることである。

## (2) 欧州委員会の調査経過

欧州委員会の調査の経緯は以下のとおりである<sup>28)</sup>。

2013年6月12日	欧州委員会はアイルランドに対してAOI, ASI, AOEに対する優遇措置であるTRに関する情報の提供を要請した
2013年7月9日	アイルランドは、要求された情報を提供した。アイルランドは非居住法人9社に対してTRを発遣していた
2013年8月26日	欧州委員会がアイルランドに対して9社に発遣したTRと、2010年から2012年の間に発遣したTRの提出を要請した
2013年10月21日	欧州委員会がアイルランドに対して1991年から2007年の間に発遣したTRの提出を要請した
2013年11月21日	アイルランドは上記の要請のあったTRと9社の納税申告書を提出した
2014年3月7日	欧州委員会は1991年と2007年にASIとAOEを優遇するTRが国家補助に該当するかどうかを調査中であることをアイルランドに通告した
2014年6月11日	欧州委員会はEU機能条約第108条第1項の手続により、1991年と2007年のTRにより、ASIとAOEに優遇措置を与えたことを正式に調査することを決定した（調査開始宣言）

28) C (2016) 5605 final pp. 2-7.

2014年11月17日	欧州委員会は、アップルから同社の税務顧問の作成した利益配分報告書を受け取った
2015年1月9日	欧州委員会とアップルの間で会合があり、アイルランドにおける新組織に対する説明がアップルからあった
2015年3月5日	欧州委員会は、ASIとAOEにおいて所有されているIPライセンスの管理についての情報を要求した
2015年4月22日	欧州委員会とアップルの間で会合があり、ASIとAOE間の利益配分が問題となった
2015年4月23日	欧州委員会は、アップルに対してASIとAOEの役員会の議事録の提出を求めた（5月27日の議事録提出）
2015年5月7日	欧州委員会とアイルランドが会議を行い、その後、その議事録を巡ってアップルから意見が出されている
2015年9月26日	2015年のアップルの売上は2兆3370億ドル、所得は534億ドル この日現在、同社の現金及び市場性のある有価証券の価値は1869億ドルである
2016年1月21日	欧州委員会の国家補助の責任者（Vestager）とアップルのCEO（Cook）とアイルランドによる3者会議が開催された
2016年2月18日	アップルは、2014年11月17日に提出した税務顧問の報告書の内容を訂正して提出した
2016年2月18日	アイルランドは、要請のなかったPwC作成のASIとAOEの支店の活動を認めた1991年と2007年のTRが独立企業間取引であることを補助する報告書を提出した
2016年8月	欧州委員会はアップルに対する国家補助を決定

上記の調査開始の時期については、米国における上院委員会の報告書の公表後というタイミングであるが、1991年のTR 或いは2010年のダブルアイリッシュ・ダッチ・サンドイッチに関する報道等に基づいて欧州委員会のが的を絞っていたということが推測できる。

また、資料提供を要請してから約1年後の調査開始宣言、国家補助の決定まで2年を経過しているが、調査の後半に当たる1年余の期間は、移転

価格関連に焦点が絞られて、アップル側も各種の報告書を提出する等の努力をしていることが窺える。

### (3) アップルの機構

アップルの本社（Apple Inc.）の所在地は米国カリフォルニア州のクパティーノ（Cupertino）である。同社の業務は、試験開発部門、運営部門、販売部門、管理部門に分かれている。

アイルランドでは、その居住形態が次のように分かれている。

居住法人	ADI, Apple Operations and Apple Sales in Ireland
非居住法人	ACI, AOE, ASI

上記の各社の機能は次のように分かれている。

ADI	ASI との契約により米州以外の製品の配送
Apple Operations	製造に必要な部品等の調達
Apple Sales Ireland	アイルランドにおけるアップルの販売プログラムを援護した
ASI	AOE の完全子会社で、米州を除く地域の販売を担当。アイルランドでは支店が活動 <sup>(注)</sup>
AOE	AOI の完全子会社。アイルランドでは支店が活動 <sup>(注)</sup>
AOI	米国親会社の完全子会社（社員 0、役員 3 名のみ）、1980 年設立

上記表にある（注）であるが、アイルランドで設立されるか、或いは、同国において管理支配されるかのいずれかに該当する場合、その法人は居住法人となり、全世界所得が課税となる。管理支配地がアイルランド国外であっても、原則として、設立が同国であれば居住法人となる。これは、

1997年の租税統合法（Tax Consolidation Act of 1997）第23A条が2014年財政法第43条第1項により第23A条が改正されている<sup>29)</sup>。第23A条では、アイルランドにおいて設立された法人に対して以下の2つの例外規定があった。すなわち、アイルランド設立法人でありながら、税務上、非居住法人（支店扱い）となる場合である。

- ① 租税条約により他方の国において居住法人とされている場合
- ② 公式の証券市場の上場法人或いはEU加盟国或いは租税条約締約国の居住者である者に支配されている場合で、これらの関連会社（relevant companies）或いはその子会社がアイルランドで事業活動をしている場合結果として、上記②は改正されたのである。

ASIとAOEは、アイルランドで設立された法人であるが、問題のTRが有効な期間、ASIとAOEは、第23A条の適用上、関連会社とみなされた。これらの会社は、租税条約締約国の居住者である米国親会社により支配されており、また、支店を通じて同国内で事業活動を行った折、管理支配は国外であった。結果として、これら2社は非居住者法人とみなされた。

ASIとAOEは、アイルランド及び米国いずれにも課税上の拠点を有していなかった。ASIとAOEのHead Officeは、物理的拠点或いは社員もなく、いずれの管轄権にも存在しなかった<sup>30)</sup>。結果として、TRの有効期

---

29) 2013年の財政法の改正により、2013年10月24日以降にアイルランドで設立された法人で次の要件をすべて満たすものは2015年1月1日以降アイルランドで居住法人とされることになった。

- ① 管理支配が租税条約締約国で行われていること
- ② アイルランドで設立され、法律により居住法人と定められていること
- ③ アイルランドの法律で居住法人とみなされないこと

さらに2015年の財政法第43条第1項の改正により、2015年1月1日以降アイルランドで設立された法人についてはアイルランド居住法人とされることとなった。

30) C (2016) 5605 final para. 51.

間中、ASIとAOEは無国籍状態であった<sup>31)</sup>。

問題は、ASIとAOEに実体がなく、その支店が活動しているという説明であるが、本来であれば、Head Officeは、ASIとAOEになるはずであるが、別にHead Officeがあるということがこのアップルの租税戦略を解くカギの1つであろう。

#### (4) ASIとAOEの 아일랜드支店の役割

ASIの支店は、EMEIA及びAPACにおける同社の製品の販売、配送等を行った。2012年1月1日以降、以前にAOEの分担であった地域における製造部門となった。

AOEは、欧州向けの製造と組立、関連会社への製品の供給を行った。その役割は製造に関わる計画等を含めたすべてであった。また、欧州地域における財務、人事情報システムについてのサービスの提供であった。

#### (5) 問題のTRについて

##### イ ASIに関するTR

1991年に、ASIのアイランド支店の所得決定方法についてアップルから要請があり、アイランドはこれを承認した。TRによれば、同支店の所得は支店の営業費用（再販売の材料費用を除く）の12.5%であった。2007年にTRの改正があり、所得率は10~15%となった。

##### ロ AOEに関するTR

1991年に、AOEのアイランド支店の所得決定方法についてアップルから要請があり、アイランドはこれを承認した。TRによれば、支店営業費用の65%で6000万ドルから7000万ドルの範囲を上限として、それを超

---

31) Ibid. para. 52.

える場合は、営業費用の20%で、税務上の減価償却は100万から1000万ドルを超えない範囲で請求できた。

2007年の改正では、支店の課税所得は、①支店の営業費用（関連会社からの付け替えと材料原価を除く）の10～15%、②支店の累積した製造技術に関する売上の1～5%のIP収入、及び③税務上の減価償却費の控除額と同額となった。

#### ハ 移転価格

TRは、一方的な利益配分法をASIとAOEの利益配分法と認めた。この方法は、OECDのTPガイドラインにあるTNMMと類似している<sup>32)</sup>。

#### ニ ASIとAOEの財務数値<sup>33)</sup>

欧州委員会は、ASIとAOEの財務数値の提供を要請した。その数値は、

32) Ibid. para 93.

33) Ibid. para 97.

(ASIの財務報告：USD)

Table 1 – ASI

financial information (in USD million) Year	ASI turnover	Profit before tax	Of which interest and investment income net of interest charges	Tax declared in statutory accounts
2003	1,682	165	14	2.1
2004	2,223	268	12	2.1
2005	4,068	725	27	3.9
2006	5,626	1,180	54	6.5
2007	6,951	1,844	122	8.9
2008	10,378	3,127	145	14.9
2009	15,404	5,662	92	3.7
2010	28,680	12,140	127	7
2011	47,281	22,134	64	9.9
2012	[63,000-63,500]	[35,000-35,500]	[300-400]	[1-10]

ASIとAOE総体の財務数値であり、Head Officeと支店を区分した数値を欧州委員会は要請したが、アイルランドの法律ではそのような要請はないと返答された。

(6) 米国親会社とASI・AOE間の費用分担契約（CSA）

標題にあるCSAに関連する事項の経緯は以下のとおりである<sup>34)</sup>。

2013	[62,500- 63,000]	[26,500- 27,000]	[1,000- 1,500]	[1-10]
2014	[67,500- 68,000]	[24,500- 25,000]	[900-1,000]	[1-10]

(AOEの財務報告：USD)

Table 2 - AOE

financial information (in USD million) Year	AOE turnover	Profit before tax	Of which interest and investment income net of interest charges	Tax declared in statutory accounts
2003	350	11	27.7	7.5
2004	417	25	14.1	2.5
2005	446	69	20.2	2.9
2006	359	1,277*	61.2	2.7
2007	465	109	63.6	2.0
2008	41,270	53	61.9	2.1
2009	358	105	45.7	1.8
2010	372	6,620*	6.2	2.2
2011	519	6,299*	(2.4)	3.0
2012	[400-500]	[14,500- 15,000]*	[1-10]	[1-10]
2013	[400-500]	[5,000- 5,500]*	[(1-10)]	[1-10]
2014	[500-600]	[2,000- 2,500]*	[10-20]	[1-10]

34) Ibid. para. 116-129.

1980年12月	米国親会社と AOE は CSA を契約した（2013年まで16回改訂）
1980年12月	米国親会社は AOI と IP 譲渡契約を締結。AOI は、次に、AOE と IP の再譲渡契約を締結。AOE は EMEIA において商標等の専有使用権を与えられた。AOE は IP の買取契約（buy-in）ではない。その後の R&D には ASI と AOE は費用分担をした <sup>35)</sup>
1988年まで	米国親会社は AOE に CSA に基づく IP の専用使用権を認め、1988年以降、IP の改良と新規の IP への権利は、専有でも共有でもなかった
1999年	ASI が CSA に参加した

欧州委員会が問題視したのは、提出された資料に基づく CSA における米国親会社と ASI・AOE の果たす機能と危険負担はほぼ同様であるが、ASI・AOE の具体的な活動例に疑問を持ったことである。そこで、同委員

35) Ibid. para. 121.

(ASI と AOE の追加開発費の負担割合)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Total development costs of Apple covered by the CSA	983,005,465	1,211,545,821	1,795,015,606	3,932,919,909	[3,000,000,000 -3,500,000,000]	[3,500,000,000 -4,000,000,000]	[7,000,000,000 -7,500,000,000]
Portion financed by ASI	362,836,613	476,479,653	891,205,117	2,202,029,840	[1,500,000,000 -2,000,000,000]	[2,000,000,000 -2,500,000,000]	[4,000,000,000 -4,500,000,000]
Portion financed by AOE	4,126,371	3,170,692	12,813,711	24,134,510	[10,000,000-20,000,000]	[10,000,000-20,000,000]	[30,000,000-40,000,000]
percentage of Apple development costs financed by ASI and AOE	37%	40%	50%	57%	[50-55]%	[55-60]%	[55-60]%



会は、ASIとAOEの役員会の議事録により検証しようとした。ASIとAOEは社員を雇用していないことから、上記の機能を果たすことはできないということで、機能のすべては米国親会社が行い、IPの法的権利は米国親会社が所有し、ASIとAOEは、限定された商業上の契約に参加するのみであった。

### 3 国家補助と認定された税制上の優遇措置に関する分析

#### (1) 国家補助認定の理論的分析

アップルに対する欧州委員会の決定報告書において、国家補助と認定するための分析が行われているのが、項目8（問題となった対応策（TR）の評価）である<sup>36)</sup>。この項目は、決定報告書60頁にわたることから、以下では、

36) Ibid. pp. 60-120 が国家補助と認定された優遇措置の概要である。以下は、該当頁に含まれている分類項目である。

- |  |
|--|
| <p>8 問題となった対応策（TR）の評価</p> <p>8.1. 補助の存在</p> <p>8.2. 差別的優遇措置の存在</p> <p>8.2.1. 照会システム（reference system）の決定</p> <p>8.2.1.1. 照会システムはアイルランドにおける法人課税の通常のルール</p> <p>8.2.1.2. 照会システムは97年法第25条のみでは制限されない</p> <p>8.2.1.3. 照会システムの結論</p> <p>8.2.2. 損金算入について通常とは異なるルールから結果する差別的優遇措置</p> <p>8.2.2.1. 97年法の第21条第1項及び第25条の適用におけるALPの適用可能性</p> <p>(a) 97年法が利益配分法を要請</p> <p>(b) EU機能条約第107条第1項が独立企業原則を基礎とした利益配分法を要請</p> <p>(c) 結論：TRがASIとAOEに差別的優遇措置を与えているかどうかの評価基準</p> <p>8.2.2.2. ASIとAOE所有のアップルのIPはアイルランド国外で</p> |
|--|

そのポイントを取り出して分析する。

## (2) アイルランド税法の規定

本事案の時期における税法の規定は、1997年制定の租税統合法（Tax Consolidation Act of 1997：以下「97年法」という。）である。

- 配分されたという根拠のない仮定をアイルランド税務当局が認めたことから成果する差別的優遇措置
- (a) 利益配分は資産、機能及び危険の配分を含む
  - (b) 事業活動の範囲における資産、機能及び危険の配分と物理的存在及び社員のいない Head Office
  - (c) R&D への米国親会社の貢献と ASI と AOE 所有の IP 使用権の管理は、ASI と AOE の利益配分に影響しない
  - (d) 結論：TR がアイルランドにおける ASI と AOE の法人税の軽減を導いた
- 8.2.2.3. 副次的理由：TR により承認された一方的な利益配分法という不適切な方法の選択による ASI と AOE の課税所得を低く評価
- (a) 一方的な利益配分法の焦点としてのアイルランド支店の不適切な選択
  - (b) 利益率選択の不適切
  - (c) 認めらえた率の不当な低率
- 8.2.2.4. アイルランドにおける法人課税の通常のルールから逸脱したものから成果する差別的優遇措置の存在に関する結論
- 8.2.3. 異なる理由付け：97年法第25条の制限的照会システムの下における差別的優遇措置
- 8.2.3.1. 課税所得の引き下げという97年法第25条の逸脱から成果する差別的優遇措置
  - 8.2.3.2. 租税法において具体的基準のないアイルランド内国歳入庁の裁量の行使から成果した差別的優遇措置
- 8.2.4 租税制度の性格及び一般的なスキームによる正当性の欠如
- 8.2.5 差別的優遇措置の存在に関する結論
- 8.3. 補助の存在に関する結論
- 8.4. TR による受益
- 8.5. TR の適合性

97年法では、税率に関しては、第21条第1項に規定があり、非居住法人に関する規定は、同法第25条に規定がある。

(3) 参照対象基準システムの是非

アイルランドにおいて法人課税の通常のルールとしての参照対象基準システム（reference system）としての97年法第25条との比較が重要である。アイルランド内国歳入庁は、ASIとAOEのアイルランド支店に帰属する利益について、支店活動に相応したものとしているが、実際には乖離がある。

(4) TR発遣時の状況

アイルランドがTRを発遣したとき、利益配分法或いは移転価格報告書に基づく判断をしていない。欧州委員会が調査開始宣言をして以降、アップルとPwCが利益配分法の報告書を作成したのである。このTRにより認められた利益配分法は、OECDのTPガイドラインに記載のあるTNMMに類似している。

(5) 差別的優遇措置

ASIとAOEのアイルランド支店の利益は国外に配分された結果、支店所得が大幅な減少である。その結果、TRにより保証された利益配分法による数値は、市場価格取引の信頼できる近似値ということにはならない。

アイルランドの主張では、TRに基づく処理は、97年法第25条の規定の範囲であり、差別的優遇措置を与えたものでないという主張であるが、欧州委員会はこの主張を認めていない。したがって、アイルランドの行為は、EU機能条約第107条第1項に規定する国家補助に該当することになり、差別的優遇措置の判定について、欧州委員会は結論を出したことにな

るが<sup>37)</sup>、次に、差別的優遇措置により生じた税額の減少分の算定が問題となる。

#### (6) 利益配分法の問題点<sup>37)</sup>

##### イ 検証対象企業の選定

TRにより認められた利益配分法は、TNMMに類似している。結果として、TRは、アイルランド支店を検証対象企業 (tested party) とする選択を受け入れた。アップル及び同社の税務顧問も同様であった。このことは、Head Officeの活動が支店と比較してより複雑ということになる。しかし、para. 281で記述したように、Head Officeの活動は2社の取締役会の開催のみであった。結局、アイルランドが認めた利益配分法は、ASIとAOEの税額を低めることになり、TRは、EU機能条約第107条第1項に定める差別的優遇措置をASIとAOEに与えたことになる。

ここでTNMMについてコメントすると、前章においても述べたように、① 売上高営業利益率 (営業利益/売上高)、② フルコストマークアップ率 (営業利益/(売上原価+販管費))、③ ベリレーシオ (売上総利益/販管費) があり、①は主として販売会社、②は主として製造会社、③は主として仲介会社で使用するとされている。そして、TNMMでは、単純な機能を有する当事者の利益率が検証対象となる。したがって、上記の欧州委員会の説明では、アップル側は、検証対象企業を操作したことになる。

##### ロ 利益水準の選定

欧州委員会は、適切な利益水準としての営業費用を選択するためにASIとAOEの支店別にその機能を分析することになる。

ASIの支店は、調達、販売、配送であり、通常であれば、危険の少ない

---

37) Ibid. pp. 93-105.

活動分野であるが、そのようには扱われなかった。結論として、TRにおける利益水準及びベリー比の使用のいずれも ASI 支店の報酬の決定には不適であった。

AOE の支店は製造及び組立を担当し棚卸資産の所有と管理及び原価に関するリスクを負担していた。Head Office は、物理的施設がなく、リスクを管理する社員もいないことから、リスクを負担する状況にはなく、AOE の支店がすべてのリスクを負担していたとみなされた。この場合、総原価は営業費用よりも AOE のような利益水準としては適切である。アップルと PwC は、AOE に対してトータルコストマークアップを利益水準としている。アイルランドは、利益水準として営業利益に基づく利益配分法を認めることで、AOE に対して差別的優遇措置を与えた。これは、AOE の課税所得を低めることになり、TR が EU 機能条約第107条第 1 項に規定する差別的優遇措置を ASI と AOE に与えたとみなされた。

#### ハ 利益水準率の低さ

1991年の TR によれば、ASI については営業費用の12.5%、2007年の TR では、10~15%の利益率を認めた。AOE に関しては、1991年 TR が支店の営業費用の65%の利益率で、上限が6000万ドルと7000万ドル、その超過額については20%であり、2007年 TR では、支店の営業費用の10~15%の利益率であった。アップルは、TR の時点で利益配分についての説明をしていない。

#### (7) 小 括

欧州委員会が公表した報告書にある ASI と AOE の財務報告資料<sup>38)</sup>によれば、所得と納税額は以下のとおりである。この数値からも明らかなよう

---

38) Ibid. para. 97.

に、納税額が過少である。

#### イ ASI

ASI の税引前利益と納税額（カッコ内の数値）は以下のとおりである。

- ① 2003年：1.65億ドル（0.021億ドル）
- ② 2004年：2.68億ドル（0.021億ドル）
- ③ 2005年：7.25億ドル（0.039億ドル）
- ④ 2006年：11.8億ドル（0.065億ドル）
- ⑤ 2007年：18.44億ドル（0.089億ドル）
- ⑥ 2008年：31.27億ドル（0.149億ドル）
- ⑦ 2009年：56.62億ドル（0.037億ドル）
- ⑧ 2010年：121.4億ドル（0.07億ドル）
- ⑨ 2011年：221.34億ドル（0.099億ドル）

#### ロ AOE

AOE の税引前利益と納税額（カッコ内の数値）は以下のとおりである。

- ① 2003年：0.11億ドル（0.075億ドル）
- ② 2004年：0.25億ドル（0.025億ドル）
- ③ 2005年：0.69億ドル（0.029億ドル）
- ④ 2006年：12.77億ドル（0.027億ドル）
- ⑤ 2007年：1.09億ドル（0.02億ドル）
- ⑥ 2008年：0.53億ドル（0.021億ドル）
- ⑦ 2009年：1.05億ドル（0.018億ドル）
- ⑧ 2010年：66.2億ドル（0.022億ドル）
- ⑨ 2011年：62.99億ドル（0.03億ドル）

#### ハ 国家補助と租税回避

欧州委員会の目的は、アイルランドの発遣した1991年と2007年の TR が、EU 機能条約第107条第1項に規定する国家補助に該当する差別的優遇措

置であることを立証することであった。そのための理論構成は、参照対象基準システムを定め、それとTRがいかに乖離しているかを分析することで国家補助を認定するのである。

欧州委員会とは異なり、租税回避の視点から分析するのであれば、EU域内で取得した所得をどのように処理して、グループ全体で負担する税額を減少させたかということが中心になり、その点では、前出の米国上院委員会のアップルの利益の国外移転と租税回避に関する調査（以下「上院調査書」という。）<sup>39)</sup>の分析が必要となる。

#### 4 上院調査書の分析

##### (1) 概要

上院調査書は、2013年5月21日に、上院委員会が米国からの利益移転を画策したアップルの海外投資戦略に関する聴聞を行い、アイルランドでは、2%に満たない特別な法人税率の交渉をした。例えば、アップルの完全子会社であるアイルランド設立のAOIは、2009年から2013年の間に、300億ドルの所得がありながら、非居住法人として申告もせず、5年間、いずれの国にも納税していない。AOIの孫会社は、4年間に740億ドルの販売所得を取得したが、アイルランド非居住法人としてわずかな税額を納付したのみである。

この租税回避は、米国のチェック・ザ・ボックス・レギュレーション（Check-the-Box Regulations：以下「CTB」という。）を税の抜け道として4年間に440億ドル、年間約100億ドルである。

上院委員会の調査により判明した事実は次のとおりである。なお、上院

---

39) U.S. Senate Committee on Homeland Security & Government Affairs Permanent Subcommittee on Investigation, “Subcommittee to Examine Offshore Profit Shifting and Tax Avoidance by Apple Inc.” May 20 2013.

調査書の公表は、2013年5月である。

- ① アップルは国外に現金で1450億ドル、現金等価物及び市場性のある有価証券で1020億ドルを所有している。
- ② AOIはアップルのIPの保有、ASIはIPの権利の受領者で、AOIは社員0で物理的施設もなく、米国において管理支配されており、2009年から2012年の間に300億ドルを受け取り、過去5年間納税はない。
- ③ 2009年から2012年の間に、CSAにより740億ドルが米国からアイルランドに流出し、同国における法人税率は交渉により2%未満であった。
- ④ CTBとサブパートFのルックスルール（Look Through Rule：以下「LTR」という。）がグループホールとして利用されて2009年から2012年の間に440億ドルの租税回避があった。

## (2) CTBとLTR<sup>40)</sup>

### イ 問題点

CTBは1997年1月発効、CFCのLTRは2006年に導入された。CTBは導入時、事業体を法人、パートナーシップ、個人事業、支店、導管事業体に区別することを意図したものであった。CTBは2つの問題を解消することを目的とした。第1は、LLCが州ごとに或いは国ごとに異なる判定基準であったこと、第2に、国際的に活動する事業体の区分は外国法に依拠していたことから、IRSでは判断が難しかったことから、CTBは、その困難性と複雑性を排除した。

サブパートFでは、同一グループ企業内であっても、投資所得（passive income）がグループ内で別法人に支払われると課税であった。しかしながら、CTBが改正され、米国の多国籍企業は、被支配子会社をタックスヘ

---

40) Ibid. pp. 13-15.



イブンに設立し、下位の事業体からの投資所得を CFC 所得と区分することなしに受け取れるようにした。その結果、多国籍企業は下位の CFC を所有する選択を可能にした。結果として、下位の事業体から上位の CFC 子会社に支払われた投資所得は、独立の事業体間の支払いとはみなされず、課税対象となる CFC 所得ではなくなった。

ロ Notice 98-11

1998年2月9日に IRS と財務省は、Notice 98-11（以下「98-11」という。）を発遣した。この98-11には、次のような2つの例が記述されているが、第1の例の内容は次のとおりである。

- ① CFC 1 とその完全子会社 CFC 2（CFC 所得を取得していない）が A 国に設立する。
- ② CFC 1 は B 国に支店 BR 1 を所有している。
- ③ A 国及び B 国の税法では、CFC 1 及び 2 と、BR 1 は独立した納税主体である。
- ④ BR 1 は CFC 2 に貸付を行い、利息を受領する。
- ⑤ B 国では、BR 1 はほとんど納税しない。
- ⑥ BR 1 が納税主体でなくなると、米国の税法では CFC 2 から 1 への利払いとみなされる。なお、サブパート F では、受取利息はサブパート F 所得である。
- ⑦ CFC 2 から 1 への利払いは同一国内払いの例外となるが、BR 1 が CFC となる場合はこの規定の適用はない。

98-11では、上記のようなハイブリット支店を利用した仕組取引を防止するために、支店と CFC をサブパート F 適用上、別法人とした。

ハ Notice 98-35

1998年7月6日に財務省及び IRS は98-11を廃止して、1998年3月に財務省暫定規則と財務省規則案を公表している。Notice 98-35により財務省

暫定規則と財務省規則案は廃止された。

## ニ LTR

2005年の税制改正 (PL 109-222) により、関連 CFC 間に所定の支払いに対して LTR が規定された。これは、CFC・LTR といわれるものである。この規定 (内国歳入法典第954条(c)(6)) は、関連する CFC から受け取るサブパート F 所得から配当、利子、賃貸料、使用料を除くことを認めるものである。

## 5 アップルに関する調査<sup>41)</sup>

### (1) 概 説

上院調査書は次の2点を指摘している。

- ① 海外子会社の持株会社である AOI は、2009年から2012年の間に300億ドルの所得がありながら、いずれの国でも居住法人ではなく納税もしていない。
- ② アップルは CSA を通じて IP の経済的権利をアイルランドの2つの関連会社に移転した。そのうちの1社である ASI は、2009年から2012年の間に440億ドルの所得があり、米国の納税を繰り延べた。その結果、アップルの国外資金保有量は1,020億ドルを超えた。IP の法的権利は米国親会社が所有し、ASI と AOE は、米州外の地域で製品を販売する経済的権利を所有している。
- ③ ASI の実効税率は、2009年 (0.1%)、2010年 (0.06%)、2011年 (0.05%) である。

---

41) Ibid. pp. 17-34. 本稿で検討される CSA について、日本では、移転価格事務運営要領3-14~16に説明がある。

## (2) AOI の課税関係

AOI は、1980年にアイルランドで設立され、3名の取締役のうち2名は米国在住で、取締役会はほぼ米国で開催されていた。AOIの資産はネバダ州の関連会社の社員に管理され、資産はニューヨークの銀行口座に所有され、総勘定元帳は、テキサスの関連会社が管理していた。結果として、銀行口座及び管理者はアイルランド不在であり、同社の管理支配は米国で行われていた。

AOI は、2009年から2012年の間に、299億ドルの配当を支配関連会社から受領している。AOIの2009年から2011年間の所得は、アップル全体の所得の30%にあたるが、どこにも納税していない。

## (3) ASI の課税関係

ASI (AOEの完全子会社)も上記のAOIと同様に、アイルランドで設立されたが、米国及びアイルランドの居住法人ではない。AOIの納税は、上記(2)③に示したとおりである。ASIは、製造業者からの製品をADIを通じて欧州の小売業者等に再販売する。アジア太平洋地域では、シンガポール関連会社を通じて、日本、豪州、香港等に販売している。

2011年における売上の40%は米州で、残りの60%は国外である。同年のR&Dの費用はグループ全体で240億ドルであり、米国親会社が40%を負担し、ASIが60%を負担しているが、CSAはリスクと便益の移転ではない、租税債務の場所を移転したに過ぎない。2011年に関していえば、R&Dの95%は米国で行われ、ASIとAOEの社員のR&Dへの貢献度は1%未満である。

(CSAの支払額比較表：支払額後のカッコ書きは税引前利益)

	米国親会社	ASI
2009年	7億ドル (34億ドル)	6億ドル (40億ドル)
2010年	9億ドル (53億ドル)	9億ドル (120億ドル)
2011年	10億ドル (110億ドル)	14億ドル (220億ドル)
2012年	14億ドル (190億ドル)	20億ドル (360億ドル)
合計	40億ドル (387億ドル)	49億ドル (740億ドル)

この上記の表からも明らかなように、740億ドルの利益が米国からアイルランドに移転したのである。

また、IPの移転は、製品を販売している各国に移転せず、アイルランドのみということは、その移転が税負担の軽減目的のみであった。

#### (4) サブパートFの適用回避の方法

##### イ サブパートFの適用

アップルは2009年から2012年の間に、440億ドルの国外所得をサブパートFの適用から逃れたのである。この期間、アップルはサブパートFで課税対象となる2種類の所得を取得した。すなわち、外国基地会社所得 (foreign base company sales income：以下「FBCSI」という。) と外国同族持株会社所得 (foreign personal holding company income：以下「FPHCI」という。) である。

上記の所得の動向は次のとおりである。

- ① 国外販売会社 (アイルランド、シンガポール) からASIにFBCSIが移転する<sup>42)</sup>。

42) Ibid. p. 34. アップルがCTBを利用して租税回避を図った推計値は、次のとおりである。① 2011年 (外国基地会社所得 (100億ドル) 租税回避税額35

- ② ASI から AOE に配当が払われる（FPHCI に該当）。
- ③ AOE から AOI に配当が払われる（FPHCI に該当）。

FBCSI は、基地会社をタックスヘイブンに置き、取引を仲介することでそこに利益を落として租税回避を図る方法を防止するための措置である。

ロ CTB の適用

(イ) FBCSI の不適用

CTB 規則により、米国多国籍企業は、下位の関連会社を米国の課税上、独立した実体とはみなさない選択をすることができ、代わって、上位の子会社を課税対象とする。この選択が行われると、実体のない事業体の取引は同一の事業体内取引として課税対象とならない。

アップルはこの CTB の選択を行い、AOI より下位の AOE、ASI、ADI、アップル・シンガポール等が下位の層（米国親会社・AOI・AOE 他）となり、AOI が第 1 層の子会社となる。その結果、米国の課税上、下位層の取引は認識されず、AOI は、直接に販売所得を顧客から受け取ったことになる。これは積極所得であることから、FBCSI の適用にならない。

(ロ) FPHCI の不適用

FPHCI は、サブパート F により課税所得となるが、アップルはこの CTB の選択を行い、下位の関連会社を米国の課税上、独立した実体とはみなさない選択をすることができ、代わって、上位の子会社を課税対象とする。その結果、下位の子会社から上位の子会社への投資所得はなかったものとみなされる。

2011年に、AOI は下位の子会社から64億ドルの配当を受け取った。2009年から2012年の間では、299億ドルの配当等を受け取っている。

---

億ドル)、②2012年(外国基地会社所得(250億ドル)租税回避税額90億ドル)である。

## ハ その他のループホール

## (イ) 同一国内取引の適用除外 (same country exception)

AOIの受取配当は、AOE及びASI等から生じたものである。同一国内取引の適用除外では、CTBとLTRは無効となり、AOEとASIからAOIへの配当はすべてアイルランド国内ということでサブパートFの課税から除かれる。

## (ロ) 製造者への適用除外 (manufacturing exception)

製造者所得はサブパートF所得にはならない。

## 6 EUの国家補助規制と米国の租税回避対策

第6章のアマゾンと本章のアップルの事例は、欧州委員会ではEU機能条約第107条第1項に規定する国家補助の判定が焦点であり、米国のアマゾン事案の判決とアップル事案に対する上院委員会の調査報告の対象が租税回避の実態解明であった。

欧州委員会の決定報告書は、調査開始から決定に至る経緯が詳細に記録されているが、租税回避の構造説明という点では、十分なものとはいえない。その背景として考えられるのが、両者の目標の相違であり、米国側は米国における租税回避を米国税法の観点から追及しており、EUは、アマゾンの場合のルクセンブルク、アップルの場合のアイルランドのそれぞれが出したTRを焦点としていることである。

したがって、この2つの事案については、EU及び米国の双方からのアプローチが必要であると共に、アップルの事案では、米国の国内法であるサブパートFとCTBによる適用の隙間にできたループホールをアップル側が巧みに利用したことがわかる。

また、TRに関しては、外国に所在するグループ親会社の所在地国に、TRの内容を通知する情報交換のシステムを確立することが必要である

う。

## 7 EU 普通裁判所判決の影響

OECDは、租税回避防止の観点から、軽課税国等を利用することを抑制するために、最低税率税制を導入することを検討している。また、米国はこの動向とは別に、2021年4月、イエレン米財務長官がシカゴ国際問題評議会にて、世界的な最低法人税率を設定するよう求め、G20に含まれる20カ国で世界的な法人税率の最低基準を設定することが重要であることを訴えた。2021年7月のOECDの包摂的枠組みという会議体において参加139カ国のほとんどがこの最低税率税制に合意している。

米国の大手IT企業2社は、EUの国家補助規制では、普通裁判所で勝訴したことで多額の請求を逃れたが、ルクセンブルク及びアイルランドにおけるこの2社の実効税率を見ると、租税回避を図ったことは明白であり、訴訟の勝利が、最低税率制度という強力な税負担増化策を呼び込んだという推測もできるのである。

EUにおける訴訟は、上級審の司法裁判所における審理ということになるが、欧州委員会の調査は、その自体の成果が仮に出なくても、大手IT企業の租税回避にスポットライトを当てたという功績は残ることになる。

### （補遺） アップルのその後の活動

2017年11月7日に配信されたBBC・NEWS・JAPANに「パラダイス文書」取材班の記事がある。これを要約とする次のとおりである。

これによると、米国アップルが、2013年に巨額の節税行為が問題視された後も新たな仕組みを秘密裏に作り上げていたことが、「パラダイス文書」の中から明らかになった。

これによると、アップルは、2520億ドル（約28兆6650億円）に上る未課税

オフショア資金の大半を保有する傘下の会社を、英王室属領のジャージー島に移転させている。

アップルは2014年まで、米国や「ダブル・アイリッシュ」とも呼ばれるアイルランドの税制の抜け穴を使い、南北アメリカ大陸以外で得た利益の全てを、税制上は実質的に無国籍となる複数のアイルランド子会社に集中させ、結果として納税額をごくわずかなものにしてきた。南北アメリカ大陸外での利益は現在、同社全体の約55%を占めている。アップルの海外利益に対する税率が5%を超えることは珍しく、2%以下まで下がった年度もある。

欧州委員会の算定によると、アップルのアイルランド子会社のうちの1社に対する税率がわずか0.005%だった年があった。

2013年にEUがアップルのアイルランド子会社を通じた仕組みについて、調査を開始すると発表した後、アイルランド政府は国内で設立された会社が税制上の無国籍であり続けることは認めないと決定した。これを受けて、アップルはアイルランド子会社の課税本拠地となるオフショア金融センター（OFC = タックスヘイブン）を見つける必要に迫られた。

2014年3月、アップルの法律顧問たちはオフショア投資関連の有力法律事務所アップルビーに質問状を送った。アップルビーは、今回明らかになった「パラダイス文書」の大半が漏洩した会社だ。資料によるとアップルは、「税免除の約束を公式に得る」のは可能か、またアイルランド子会社が「管轄地域内で課税されずに経営活動を行える」と確認できるか、等を問い合わせた。

アップルは、独自の税制を持ち海外の会社に法人税を課さないジャージー島を選択した。

パラダイス文書によれば、2015年の年初から2016年初期にかけて、アップルの2つの重要なアイルランド子会社のAOIとASIがジャージー島に



あるアップルビー事務所によって管理されてきたことがわかる。AOIはアップルのオフショア資金2520億ドルの大半を所有しているとみられる。

2017年のアップルの会計資料によると、4470億ドルに上った同社の米国外利益について、海外政府に収められた税金はわずか16億5000万ドルで、税率は約3.7%だった。これは、世界の法人税率の平均の6分の1以下にあたる。

なお、ジャージー島を含む英国の王室属領は、EUからの指示により2018年までに経済的実態に関する法改正（居住法人のうちのペーパー会社に利益を帰属させることを防止する法律）をすることを促されたのである。この法改正が、EUの国家補助規制を回避したい企業にどの程度有効かは今後の推移をみる必要がある。